災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のために



佐賀県環境整備事業協同組合

https://saga-eco-union.com/



< 構 成 >

- 1 災害発生時の佐環協の対応
- 2 R3.8豪雨災害支援経過及び概要
- 3 災害廃棄物処理支援時の気付き

4 課題

5 最後に

- 1 災害発生時の佐環協の対応
- (1) 佐賀県との災害支援協力協定 H28.9.1 災害時一般廃棄物収集支援協力に関する協定
 - <協定概要>
 - ① 被災市町 ⇒ 県 協力要請(災害廃棄物収集運搬)
 - ② 県 ⇒ 佐環協 支援協力要請
 - ③ 佐環協 ⇔ 被災市町 協議・確認(支援協力内容、方法等)
 - ※協定中「災害廃棄物」: 災害時に一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、 し尿・浄化槽汚泥・生活系ごみ

1 災害発生時の佐環協の対応

- (2) 災害時の組合対応手順 (R3.6 組合作成)
 - ステージ I <注意喚起等> 県災害情報連絡室設置かつ災害発生蓋然性が高い 組合員に注意喚起発出(危機管理対応の再確認、被害報告手順確認)
 - ステージ II < 状況把握① > 県内で水害等発生 被災状況把握後、組合事務局へ報告(組合員の被災状況情報共有) ※ 地元協定がある支部は、必要に応じ、協定に基づき対応
 - ステージⅢ<状況把握②> 水害等発生後2日目までの間、又は支部長等から要請緊急理事会開催(被災状況等情報共有、支援可能内容情報収集、支援内容明確化)※ I~Ⅲは、県からの協力要請の有無にかかわらず実施
 - ステージIV < 被災市町との支援内容確認 > 県から支援要請 地元組合員及び事務局等で被災市町と協議・確認

2 R3.8豪雨災害支援経過及び概要

< 経過>

R3.8.11 全組合員へ理事長名で注意喚起文書発出

R3.8.15 各地区の状況把握、事務局で情報集約

R3.8.16(午後) 臨時理事会

組合支援体制決定(武雄・杵島支部長トップ、事務局サポート)

※この時点で、県から支援要請がある見込みとの情報入手

R3.8.17 県から組合へ支援要請(大町町への支援)

R3.8.19(15時) 臨時理事会(WEB)

応援可能車両と支援可能人員の把握

川 (19時) 具体的な支援事業者、車両数等を調整

2 R3.8豪雨災害支援経過及び概要

< 支援概要 > 家庭等から排出された災害ごみの仮置場への収集運搬

(武雄市)

- ・4日間(8月21日、22日、23日、29日)
- ・事業者 延べ39社
- ・車両 延べ54台
- ・人員 延べ100人

(大町町)

- ・17日間(8月21日~ 最終日10月26日 ※ 町と協議し支援日調整)
- ・事業者 延べ108社
- ・車両 延べ126台
- ・人員 延べ175人
- ※ 5日間は無償支援(武雄市は無償期間内での支援、大町町も最初の5日間は無償支援)

<現場状況>











3 災害廃棄物処理支援時の気付き

- ・仮置場での分別が不徹底(普段のごみ分別方法と違う)
- ・現場での分別に時間を要した
- ・明らかな便乗ごみと思われるものが散見
 - ⇒ 災害ごみ分別搬出の事前周知・徹底が、円滑かつ迅速な処理のポイント
- ・地元消防団、地域ボランティアの支援協力で短時間で搬出作業が終了
- ・ 商工会繋がりで土木会社と連携しユンボ (フォークグラブ) での積込協力
- ・令和元年災害時よりも役割分担と連携がスムーズ
 - ⇒ 支援時の連携と役割分担が、円滑かつ迅速な処理に非常に有効

< し尿 >

・他地区施設で受入れの際、施設構造の違いから、車両調整が必要だった

- < 災害ごみ関係 >
- ・市町関係課、廃棄物事業者、消防団、社協、地域団体等からなる組織を構築し、災害時対応の連携確認をしておくことが大切
- ・災害廃棄物処理マニュアルを一般廃棄物事業者を加えて作成しておくことが重要
- ・マニュアル関係者間で、平時に継続して話し合える場が大切
- ・袋等から滲み出る汚水処理を考慮した仮置場の事前選定が必要
- ・排出側の意識向上のためにも、災害別に分別種別、処理困難物 取扱いと搬出先選定も平時に行っておくことが大切
- ・災害廃棄物搬入先を想定しておくことで、分別方法も決まる
- ・分別方法のわかりやすいチラシ作成が特に必要

- < 下水施設等関係 >
- ・マンホールポンプ施設で、夜間、道路上で吸引車による作業が 必要だったが、緊急時の安全対策、住民対策は業者任せだった
- ・水没しやすい土地にあるので施設に立ち入れない
- ・停電の場合、リセットしないと復旧しない施設がある、また、 停電が長時間になれば自家発電燃料補給が必要となるが、社員 の安全確保が課題

- < その他:災害廃棄物の受入れ施設間の事前調整 >
- ・自然災害だけでなく、火災などで処理施設が稼働できなくなった場合、どのように対応するのか
- ・炉の点検時期は受入れができないはずなので、点検時期をずらすなど協議がなされているのか
- ・処理施設ごとに受入れ可能な車両の幅、高さ、長さなどに違いがあるなど具体的な作業イメージを踏まえての調整が必要

- < その他:ごみ処理施設火災 >
- ・火災発生後の排水処理を考慮した仮置場の事前選定が必要
- ・洗車場付近へ仮置場を設置した場合の仮の洗車場の選定が必要
- ・臭気対策が必要
- ・上記などへの対応が発災後、時間をおかず必要になる
 - ⇒ 平時からの関係者間の連携、意識共有が最も大切

5 最後に

◆ 一般廃棄物処理は、事業継続計画を策定し、計画に基づいた一般廃棄物処理の継続が求められている

- ◆ 一般廃棄物事業は、新型コロナ感染症対応において、改めて、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワークであると位置づけられた。
- ◆ 佐賀県環境整備事業協同組合員一同、エッセンシャルワークに携わっているとの気概を持ち、災害時や新型コロナ禍など、いかなる状況においても、地域の環境衛生保持のため、それぞれの地元市町と連携させていただき、廃棄物の適正処理に取組んでいく

ご清聴ありがとうございました